

放送大学浜松同窓会会則（2022年度改定）

第1章 総則

- (名称) 第1条 本会は、放送大学浜松同窓会と称する。
- (目的) 第2条 本会は、会員の親睦と情報の交換 及び 相互研鑽を図り、併せて放送大学の発展に寄与し、放送大学学習センター及び同窓会連合会との連携を図ることを目的とする。
- (本部) 第3条 本会は、放送大学浜松サテライトスペース内(浜松市中区早馬町 2-1 クリエイト浜松内)に事務所を置く。

第2章 会員

- (会員) 第4条 下記の如く、会員を規定する。
- 2 本会の会員は放送大学の学位を取得され、上記第2条の目的に同意し、入会手続きをした者とする。ただし、日常の行動により著しく逸脱が認められる者は入会を拒否する場合がある。
 - 3 本会は、特別会員をおくことができる。
 - 4 会員が上記第2条に違反 或は 本会の名誉を著しく毀損した場合、役員会の議決により当該会員を本会から除名することができる。この場合、議決の前には当該会員に対し、弁明の機会を与えることとする。除名が確定した場合、当該者は本会に対する全ての権利を失する。

第3章 活動

- (活動目的) 第5条 本会は、上記第2条の目的を達成するために、以下の事業を行う。
- | | |
|--------------------|---------------------|
| ① 親睦会の開催 | ② 情報交換 及び 各種研修会等の開催 |
| ③ 会報 及び 会員名簿の発行 | ④ 連合会への参画 |
| ⑤ 大学の催事 及び 在学生への支援 | ⑥ その他、目的達成に必要な事業 |
- (活動年度) 第6条 本会の活動年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 総会

- (総会) 第7条 総会
- 2 本会の総会は、通常総会 及び 臨時総会 とする。
 - 3 総会は、本会における最高議決機関である。
- (機能) 第8条 総会は、以下の事項を議決する。
- | | |
|------------------|----------------|
| ① 活動報告 及び 収支決算 | ② 活動計画 及び 収支予算 |
| ③ 役員を選任 | ④ 会則の改廃 |
| ⑤ その他、本会に関する重要事項 | |
- (開催) 第9条 総会の開催
- 2 通常総会は、活動年度終了後、2ヶ月以内に開催する。
 - 3 臨時総会は、必要に応じて会長がこれを招集する。また、会員の5分の1以上の者から招集の請求がある時には、会長はこれを招集しなければならない。
- (招集) 第10条 総会は会長が招集する。
- (議長) 第11条 総会の議長は、総会に出席している会員の内から選任する。
- (成立) 第12条 総会は出席した会員を持って成立する。
- (議決) 第13条 総会の議事は、出席者の過半数により議決する。但し、可否同数の場合は議長が決する。
- (告知) 第14条 総会での議事の要領 及び 議決した事項は会員に告知する。

- (議事録) 第15条 議事録の作成
- 2 総会においては、議事録を作成し、議長 及び 出席者 2名以上が署名捺印し、これを事務局に10年間以上保存する。
 - 3 議事録の記載事項(必要条件)
 - ① 開催日時 及び 場所
 - ② 会員の現在数
 - ③ 出席会員数
 - ④ 議決事項
 - ⑤ 議事の経過の要領 及び その結果
 - ⑥ 議事録署名人の選任に関する事項

第5章 役員

(構成) 第16条 本会には以下の役員をおく。

- | | | | | | |
|------|----|-------|-----|--------|-----|
| ① 会長 | 1名 | ② 副会長 | 2名 | ③ 事務局長 | 1名 |
| ④ 会計 | 1名 | ⑤ 理事 | 若干名 | ⑥ 相談役 | 若干名 |
| ⑦ 監事 | 2名 | | | | |

(選任) 第17条 役員は、総会において選任する。

(職務等) 第18条 役員の職務

- 2 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった場合には合議の上、その職務を代行する。
- 4 事務局長は、本会の事務局を統括する。
- 5 会計は、本会の会計を担当する。
- 6 理事は、会務を執行する。
- 7 相談役は、本会の運営上の諸問題について、適切な助言・調停などをする。
- 8 監事は、会計 及び 会務を監査する。

(任期等) 第19条 役員の任期・選任

- 2 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 3 役員に欠員が生じた際に、役員会で補欠者を選任することができる。補選された者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員定数は会長の発議と役員会の決定により増減を総会に発議するが、緊急性の高い場合は役員会の決定を暫定的に有効とし、次年度総会の承認を受けるものとする。

第6章 役員会

第20条 役員による役員会

- 2 役員会は、総会に付随する事項 及び 会務の執行に関する事項を議決する。
- 3 役員会は、前項の遂行にあたり、必要に応じて委員会を設置することができる。
- 4 役員会の議事録は、総会の規定(第15条)に準ずる。

第7章 会計

(経費) 第21条 本会の経費は、会費、臨時会費、寄付金 及び 雑収入をもってこれに充てる。

(会費) 第22条 会費について

- 2 新規入会者が入会金として5,000円を納入することで終身会員となる。
- 3 既納の会費は返還しない。
- 4 臨時会費は、役員会の審議により、必要に応じて徴収することができる。

第8章 雑則

- (入会) 第23条 本会の入会には、所定の入会申込書に必要事項を記入し、会費を添えて申し込むこととする。
- (書類保存) 第24条 本会の活動の関係書類、帳簿類の保存期間は10年間とする。
- (会則施行) 第25条 本会則の施行について必要な会則施行規則等は役員会の議決を経て、会長が定めることができる。
- (個人情報) 第26条 本会の運営の為に取得した会員の個人情報は、個人情報保護法に従い、その利用と管理にあたっては適正に扱うものとする。

* この会則は、2022年4月1日より施行する。

放送大学・浜松同窓会役員会名簿 (令和4年度)

会長	越川 一美	090-3953-0404	essen@mx3.tees.ne.jp
副会長	河合 勝仁	***-***-***	*****
副会長	中山 礼行	***-***-***	*****
事務局長	仲塚 とし子	***-***-***	*****
会計	鈴木 眞喜子	***-***-***	*****
理事	山本 勝司	***-***-***	*****
理事	安松 和男	***-***-***	*****
理事	小笠原 敏弘	***-***-***	*****
理事	横田 典子	***-***-***	*****
理事	平野 忠	***-***-***	*****
理事	鈴木 惣一	***-***-***	*****
理事	河合 京子	***-***-***	*****
理事	伊尾喜 禎則	***-***-***	*****
相談役	鈴木 敏美	***-***-***	*****
監事	小倉 康弘	***-***-***	*****